

告示 第411号

令和5年4月7日

鹿児島市長 下鶴 隆央

特定計量器の定期検査について（公示）

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定による令和5年特定計量器の定期検査を次のとおり実施しますので、同法第21条の規定に基づき公示します。

記

1 検査期日、検査場所及び区域

別表第1のとおり。ただし、ひょう量30キログラム以下の電気式はかりについては、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第5号の規定により計量器の所在の場所で検査を実施し、その検査期日及び区域は、別表第2のとおりとする。

2 検査時間

午前10時から午後3時まで

3 検査対象特定計量器

非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもりとする。

4 所在場所における特定計量器の定期検査

次のいずれかに該当する場合は、特定計量器検定検査規則第39条の規定により特定計量器の所在の場所で検査を実施しますので、所在場所定期検査申請書を提出してください。

- (1) 特定計量器の質量又は体積が大きいため、運搬が著しく困難なとき。
- (2) 特定計量器が、その構造上運搬することにより破損し、又は精度が落ちるおそれがあるものであるとき。
- (3) 特定計量器が土地又は建物その他の工作物に取り付けられているため、その取外しが困難であるとき。
- (4) 特定計量器の数が多い場合又は特定計量器の検査のため必要な検査設備を備えている場

合であって、その所在の場所で定期検査を行っても定期検査の事務に支障がないとき。

(5) 特定計量器の所在の場所で定期検査を行うことが、定期検査の事務の効率的な実施に資するものであるとき。

5 所在場所定期検査申請書提出期間

(1) 受付期間

公示の日から令和5年6月30日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

6 所在場所定期検査期日

令和5年7月11日（火）から同月27日（木）までの間において市長が定め、通知します。

7 提出先及び問い合わせ先

鹿児島市天保山町1番1号

鹿児島市計量検査所

電話 099-256-5633

別表第1

月	日	曜	検査場所	検査区域(町名)	備考
5	8	月	鹿児島市宇宿福祉館	宇宿一丁目、宇宿二丁目、宇宿三丁目、宇宿四丁目、宇宿五丁目、宇宿六丁目、宇宿七丁目、宇宿八丁目、宇宿九丁目、小原町、中央港新町	
5	9	火	武小学校	武一丁目、武二丁目、武三丁目、田上一丁目、田上二丁目、田上三丁目、田上四丁目、田上五丁目	
5	10	水	武小学校	田上六丁目、田上七丁目、田上八丁目、西別府町、田上町	
5	11	木	鹿児島市役所松元支所	石谷町、入佐町、上谷口町、直木町、春山町、福山町、松陽台町、四元町、平田町	
5	15	月	西陵小学校	西陵一丁目、西陵二丁目、西陵三丁目、西陵四丁目、西陵五丁目、西陵六丁目、西陵七丁目、西陵八丁目	
5	16	火	紫原小学校	田上台一丁目、田上台二丁目、田上台三丁目、田上台四丁目、田上町、広木一丁目、広木二丁目、広木三丁目、向陽一丁目、向陽二丁目、日之出町、西紫原町、紫原一丁目、紫原二丁目、紫原三丁目、南新町	
5	17	水	紫原小学校	紫原四丁目、紫原五丁目、紫原六丁目、紫原七丁目	
5	18	木	鹿児島市南部清掃工場	谷山港一丁目、谷山港二丁目、谷山港三丁目、七ツ島一丁目、七ツ島二丁目	
5	22	月	鹿児島市中央卸売市場 (青果市場)	東開町	
5	23	火	鹿児島市西部保健センター	原良町、原良一丁目、原良二丁目、原良三丁目、原良四丁目、原良五丁目、原良六丁目、原良七丁目、城西一丁目、城西二丁目、城西三丁目、永吉一丁目、永吉二丁目、永吉三丁目	
5	24	水	武岡小学校	武岡一丁目、武岡二丁目、武岡三丁目、武岡四丁目、武岡五丁目、武岡六丁目、明和一丁目、明和二丁目、明和三丁目、明和四丁目、明和五丁目	
5	25	木	鴨池小学校	真砂町、真砂本町、鴨池新町	
5	29	月	高齢者福祉センター谷山	上福元町、谷山中央八丁目、西谷山一丁目、西谷山二丁目、西谷山三丁目、西谷山四丁目	
5	30	火	鹿児島市中央保健センター	鴨池一丁目、鴨池二丁目、唐湊一丁目、唐湊二丁目、唐湊三丁目、唐湊四丁目	
5	31	水	鹿児島市中央保健センター	郡元町、郡元一丁目、郡元二丁目、郡元三丁目	
6	1	木	鹿児島市谷山北公民館	星ヶ峯一丁目、星ヶ峯二丁目、星ヶ峯三丁目、星ヶ峯四丁目、星ヶ峯五丁目、星ヶ峯六丁目、皇徳寺台一丁目、皇徳寺台二丁目、皇徳寺台三丁目、皇徳寺台四丁目、皇徳寺台五丁目、五ヶ別府町、山田町	

6	5	月	鹿児島市谷山北公民館	中山町、中山一丁目、中山二丁目、自由ヶ丘一丁目、自由ヶ丘二丁目	
6	6	火	鹿児島市南部保健センター	谷山中央一丁目、谷山中央二丁目、谷山中央三丁目、谷山中央四丁目、谷山中央五丁目、谷山中央六丁目、谷山中央七丁目、下福元町	
6	7	水	鴨池小学校	南郡元町、東郡元町、三和町、新栄町	
6	8	木	鹿児島市南部保健センター	上福元町、和田一丁目、和田二丁目、和田三丁目、慈眼寺町	
6	12	月	鹿児島市坂之上福祉館	錦江台一丁目、錦江台二丁目、錦江台三丁目、下福元町、坂之上一丁目、坂之上二丁目、坂之上三丁目、坂之上四丁目、坂之上五丁目、坂之上六丁目、坂之上七丁目、坂之上八丁目、光山一丁目、光山二丁目	
6	13	火	鹿児島市喜入地区保健センター	喜入町、喜入一倉町、喜入中名町	
6	14	水	卸団地組合会館	南栄一丁目、南栄二丁目、南栄三丁目、南栄四丁目	
6	15	木	卸団地組合会館	南栄五丁目、南栄六丁目、卸本町、東開町	
6	19	月	高齢者福祉センター谷山	東谷山一丁目、東谷山二丁目、東谷山三丁目、東谷山四丁目、東谷山五丁目、東谷山六丁目、東谷山七丁目	
6	20	火	鹿児島市役所桜島支所	桜島赤水町、桜島赤生原町、桜島小池町、桜島西道町、桜島白浜町、桜島武町、桜島藤野町、桜島二俣町、桜島松浦町、桜島横山町、高免町、黒神町、新島町	
6	21	水	鹿児島市東桜島合同庁舎	東桜島町、有村町、古里町、持木町、野尻町	
6	22	木	鹿児島市平川福祉館	平川町	
6	26	月	高齢者福祉センター谷山	小松原一丁目、小松原二丁目、清和一丁目、清和二丁目、清和三丁目、清和四丁目、希望ヶ丘町	
6	27	火	桜丘西小学校	桜ヶ丘一丁目、桜ヶ丘二丁目、桜ヶ丘三丁目、桜ヶ丘四丁目、桜ヶ丘五丁目、桜ヶ丘六丁目、桜ヶ丘七丁目、桜ヶ丘八丁目、魚見町	
6	28	水	瀬々串校区公民館	喜入瀬々串町	
6	28	水	前之浜校区公民館	喜入前之浜町	
6	28	水	生見校区公民館	喜入生見町	
7	10	月	鹿児島市福平福祉館	下福元町、平川町	

注　区域によっては、検査日時及び検査場所の変更をすることがあります。

別表第2 ひょう量30キログラム以下の電気式はかりの検査期日及び区域

検査期日	検査区域（町名）
8月28日～8月31日	原良町、原良一丁目、原良二丁目、原良三丁目、原良四丁目、原良五丁目、原良六丁目、原良七丁目、永吉一丁目、永吉二丁目、永吉三丁目、城西一丁目、城西二丁目、城西三丁目、明和一丁目、明和二丁目、明和三丁目、明和四丁目、明和五丁目、武一丁目、武二丁目、武三丁目、武岡一丁目、武岡二丁目、武岡三丁目、武岡四丁目、武岡五丁目、武岡六丁目、田上一丁目、田上二丁目、田上三丁目、田上四丁目、田上五丁目、田上六丁目、田上七丁目、田上八丁目
9月4日～9月7日	西別府町、西陵一丁目、西陵二丁目、西陵三丁目、西陵四丁目、西陵五丁目、西陵六丁目、西陵七丁目、西陵八丁目、紫原一丁目、紫原二丁目、紫原三丁目、紫原四丁目、紫原五丁目、紫原六丁目、紫原七丁目、西紫原町、日之出町、南新町、星ヶ峯一丁目、星ヶ峯二丁目、星ヶ峯三丁目、星ヶ峯四丁目、星ヶ峯五丁目、星ヶ峯六丁目、石谷町、入佐町、上谷口町、直木町、春山町、福山町、松陽台町、四元町、平田町
9月11日～9月14日	田上町、向陽一丁目、向陽二丁目、広木一丁目、広木二丁目、広木三丁目、田上台一丁目、田上台二丁目、田上台三丁目、田上台四丁目、唐湊一丁目、唐湊二丁目、唐湊三丁目、唐湊四丁目、郡元町、郡元一丁目、郡元二丁目、郡元三丁目、鴨池一丁目、鴨池二丁目、鴨池新町、真砂町、真砂本町、三和町、南郡元町、東郡元町
9月25日～9月28日	新栄町、宇宿一丁目、宇宿二丁目、宇宿三丁目、宇宿四丁目、宇宿五丁目、宇宿六丁目、宇宿七丁目、宇宿八丁目、宇宿九丁目、中央港新町、桜ヶ丘一丁目、桜ヶ丘二丁目、桜ヶ丘三丁目、桜ヶ丘四丁目、桜ヶ丘五丁目、桜ヶ丘六丁目、桜ヶ丘七丁目、桜ヶ丘八丁目、魚見町、小原町、皇徳寺台一丁目、皇徳寺台二丁目、皇徳寺台三丁目、皇徳寺台四丁目、皇徳寺台五丁目、五ヶ別府町、山田町
10月2日～10月5日	上福元町、自由ヶ丘一丁目、自由ヶ丘二丁目、希望ヶ丘町、中山町、中山一丁目、中山二丁目、谷山中央一丁目、谷山中央二丁目、谷山中央三丁目、谷山中央四丁目、谷山中央五丁目、谷山中央六丁目、谷山中央七丁目、谷山中央八丁目、和田一丁目、和田二丁目、和田三丁目、慈眼寺町、西谷山一丁目、西谷山二丁目、西谷山三丁目、西谷山四丁目
10月16日～10月19日	清和一丁目、清和二丁目、清和三丁目、清和四丁目、東谷山一丁目、東谷山二丁目、東谷山三丁目、東谷山四丁目、東谷山五丁目、東谷山六丁目、東谷山七丁目、小松原一丁目、小松原二丁目、東開町、平川町、喜入瀬々串町、喜入中名町、喜入生見町、喜入前之浜町、喜入町、喜入一倉町
11月6日～11月16日	御本町、南栄一丁目、南栄二丁目、南栄三丁目、南栄四丁目、南栄五丁目、南栄六丁目、谷山港一丁目、谷山港二丁目、谷山港三丁目、七ツ島一丁目、七ツ島二丁目、下福元町、錦江台一丁目、錦江台二丁目、錦江台三丁目、坂之上一丁目、坂之上二丁目、坂之上三丁目、坂之上四丁目、坂之上五丁目、坂之上六丁目、坂之上七丁目、坂之上八丁目、光山一丁目、光山二丁目、東桜島町、高免町、野尻町、持木町、古里町、有村町、黒神町、桜島赤水町、桜島赤生原町、桜島小池町、桜島西道町、桜島白浜町、桜島武町、桜島藤野町、桜島二俣町、桜島松浦町、桜島横山町、新島町

注 検査期日については、土曜日、日曜日及び休日を除く。